



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の所在地の変更の届出（福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の事業の廃止の届出（福祉政策課）…………… 2
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定（福祉政策課）…………… 2

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定（税務課）…………… 2
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（税務課）…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 3

選挙管理委員会事項

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 3
- 沖縄県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録基準日等…………… 4
- 沖縄県知事選挙における選挙人名簿の登録基準日等…………… 4
- 不在者投票を行うことができる施設の指定内容の変更…………… 4
- 沖縄県議会議員選挙の選挙運動に関する収支報告書の要旨の一部訂正…………… 5

正 誤

- 平成26年7月29日付け公報号外第23号中訂正…………… 5

告 示

沖縄県告示第515号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成26年10月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
こころ居宅介護支援事業所	南城市玉城字富里173番地2 1F	南城市玉城字富里139番地	南城市玉城字富里173番地2 1F	平成26年4月1日

2 介護老人福祉施設

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
特別養護老人ホーム朝日の家	南城市玉城字喜良原526番地	南城市玉城字喜良原535番地	南城市玉城字喜良原526番地	平成26年7月1日

3 介護予防支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日

今帰仁村指定居宅介護 予防支援事業所	今帰仁村字仲宗根219番 地	今帰仁村字天底 62番地	今帰仁村字仲宗 根219番地	平成26年7月1日
-----------------------	-------------------	-----------------	-------------------	-----------

沖縄県告示第516号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成26年10月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
ケアサービスくる居宅介護支援事業所	北谷町字吉原841番地	平成26年6月30日

沖縄県告示第517号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年10月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
デイサービスセンター志真志	宜野湾市志真志三丁目2番5号	平成26年6月1日

2 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
デイサービスセンター美浦	沖縄市字古謝719番地1	平成25年10月1日
デイサービスセンター志真志	宜野湾市志真志三丁目2番5号	平成26年6月1日

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成26年10月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 沖縄県税務事務トータルシステム用機器等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部税務課 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成26年8月13日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社オーシーシー 沖縄県浦添市沢岬二丁目17番1号
- 5 落札金額 362,200,788円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成26年7月4日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成26年10月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県税務事務トータルシステム番号制度対応に係る設計等業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部税務課 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成26年9月12日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 日本電気株式会社沖縄支店 沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号
- 5 契約金額 90,525,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年10月2日 沖縄県指令土第1140号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字登又175番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字登又175番地 多和田真洋
- 5 検査済証番号 平成26年9月29日 第4139号
- 6 工事完了年月日 平成26年9月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月7日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年8月19日 沖縄県指令土第1033号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字屋宜下原184番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都清瀬市旭が丘五丁目1番1-402号 島袋英治
- 5 検査済証番号 平成26年9月29日 第4140号
- 6 工事完了年月日 平成26年9月10日

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、平成26年沖縄県選挙管理委員会告示第5号は、廃止する。

平成26年10月7日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,106

- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 238,161
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選 挙 区 名	3分の1の数
名護市	15,584
うるま市	30,718
沖縄市	34,423
宜野湾市	24,141
浦添市	28,393
那覇市	83,905
豊見城市	15,082
南城市	10,868
糸満市	15,072
宮古島市（宮古郡を含む。）	14,586
石垣市（八重山郡を含む。）	13,929
国頭郡（島尻郡伊平屋村及び伊是名村を含む。）	18,278
中頭郡	38,767
島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く。）	24,685

沖縄県選挙管理委員会告示第13号

平成26年11月16日執行予定の沖縄県議会議員補欠選挙（名護市選挙区、沖縄市選挙区及び那覇市選挙区）における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準日、登録の日及び縦覧期間を次のとおり定めた。

平成26年10月7日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

- 被登録資格の決定の基準日 平成26年11月6日。ただし、年齢については平成26年11月16日
- 登録の日 平成26年11月6日
- 縦覧期間 平成26年11月7日

沖縄県選挙管理委員会告示第14号

平成26年11月16日執行予定の沖縄県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準日、登録の日及び縦覧期間を次のとおり定めた。

平成26年10月7日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

- 被登録資格の決定の基準日 平成26年10月29日。ただし、年齢については平成26年11月16日
- 登録の日 平成26年10月29日
- 縦覧期間 平成26年10月30日

沖縄県選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定内容の変更があった。

平成26年10月7日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	変更年月日
介護老人保健施設真徳苑	(新) 南城市佐敷字津波古2309番地 (旧) 南城市佐敷字新開1番地344	平成26年9月1日

沖縄県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により平成24年6月10日執行の沖縄県議会議員選挙における各候補者の出納責任者から提出された選挙運動費用収支報告書について、那覇市区候補者當間盛夫（那覇市字安次嶺6番地6）の出納責任者當間亜由子（那覇市字安次嶺6番地6）から訂正の報告があったので、沖縄県議会議員選挙の選挙運動に関する収支報告書の要旨（平成24年沖縄県選挙管理委員会告示第29号）を次のとおり訂正する。

平成26年10月7日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

當間盛夫第1回分のうち収入中

「国民新党	100,000 円」を
「国民新党	5,220,000 円」に、
「今回計	2,730,000 円」を
「今回計	7,850,000 円」に、
「総計	2,730,000 円」を
「総計	7,850,000 円」に改める。

正 誤

平成26年7月29日付け公報号外第23号掲載の「沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程（沖縄県企業局管理規程第16号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
32	下から3	号級	号給
32	下から9	号級	号給

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--